

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 総合政策部
- (2) 監査実施期間 令和7年9月17日 ～ 令和7年12月17日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和7年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【企画課・DX推進班】

(歳出)

- 監査項目 泉州市・町関西国際空港推進協議会分担金
- 着 眼 点 ①分担金の決定は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出手続きは適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 内部情報系LANシステム（周辺機器分）賃貸借（長期継続契約）
- 着 眼 点 ①賃貸借契約の内容は適切か。
②賃貸借料の支出は適正に行われているか。

【秘書課】

(歳出)

- 監査項目 防犯灯設置補助金
- 着 眼 点 ①補助金は規程等に適合しているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

【人事課】

(歳出)

- 監査項目 採用管理システム利用料
- 着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。
②利用料の支出は適正に行われているか。

【危機管理課】

(歳入)

監査項目 消防運営費補助金

着 眼 点 ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 情報配信サービス利用料

着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。
②利用料の支出は適正に行われているか。

【産業共創課】

(歳出)

監査項目 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会分担金

着 眼 点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出は適正に行われているか。

【地域創生課】

(歳出)

監査項目 イベント出展料

着 眼 点 ①出展料の算出は合理的な基準により行われているか。
②出展料の支出は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【企画課・DX推進班】

(歳出)

監査項目 泉州市・町関西国際空港推進協議会分担金

(9月末現在)

予算額	支出済額
120,000 円	120,000 円

着 眼 点 ①分担金の決定は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出手続きは適正に行われているか。

関西国際空港の地元9市4町で構成する泉州市・町関西国際空港推進協議会（以下「関空協」という。）は、関西国際空港のさらなる発展、泉州の均衡ある地域振興及び良好な環境づくりを図るため、関連事業等について意見交換、調整、支援及び関係機関への要望等を行うことを目的に設立されたものである。

主な活動内容としては、関西国際空港と泉州地域の発展のための要望活動と関空協、大阪府、関西エアポート株式会社による「空港と共生する泉州地域の活性化に関する検討会議」となっている。要望活動としては、関西国際空港の容量拡張に向けた取り組み、航空需要のさらなる成長に向けた取り組み、インバウンド受入体制等空港機能のさらなる充実、安全・安心確保及び脱炭素化の推進、泉州地域の観光振興、関西国際空港へのアクセス強化、関西国際空港全体構想の早期実現に向けた2期事業の完全共用、地元市町への必要な情報提供と国としての適切な関与及び関西3空港のあり方等の多岐にわたる要望を国土交通省、地元国会議員、大阪府及び関西エアポート株式会社へ行っている。

分担金については、泉州市・町関西国際空港推進協議会規約第14条第1項において、協議会の事務に要する費用は、分担金その他の収入をもって充てることとなっている。また同条第2項において、前項の分担金は、関係市町が負担するものとし、その分担額は、協議会の会議において決定することとなっている。本年度及び直近3年間の分担金は、下記のとおりとなっている。なお、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

構成員	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市 泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
分担金決定日	令和7年6月23日
請求日	令和7年8月15日
支払日	令和7年9月3日
支払金額	120,000 円（各市町同額）

年度	分担金
令和4年度	120,000 円
令和5年度	120,000 円
令和6年度	120,000 円

(歳出)

監査項目 内部情報系LANシステム（周辺機器分）賃貸借（長期継続契約）

(9月末現在)

予算額	支出済額
26,314,000 円	0 円

着 眼 点 ①賃貸借契約の内容は適切か。
②賃貸借料の支出は適正に行われているか。

内部情報系LANシステムとは、文書の收受・起案、人事給与、時間外勤務の入力、電子メール等、市役所の内部事務において利用するために構築したシステムである。本契約は、現在内部情報系LANシステムを利用している端末等の周辺機器について、Windows10 のサポートが終了することなどから行ったものであり、作業概要としては、次のとおりである。

作業概要 ○新規端末調達、初期設定作業

仕様書に基づき、新規端末を調達し、初期設定を行うこと。
また高石市役所においてドメイン参加を行い、動作が正常かどうかについて確認すること。

○既存端末アップグレード作業

本市が指定した端末について Windows11 へのアップグレードを行うこと。なお、環境の設定については、新規調達を行うパソコンと同様とすること。

○端末設置・回収作業

今回の調達において、端末の設置及び回収作業は行わないものとする。

契約については、OA機器のリースを希望する業者の内、本市及び大阪府内の自治体において本件に類似する契約の実績を有する10者を選定し、指名競争入札にて契約を行っている。本賃貸借料について、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果は以下のとおりであり、適正に処理されていた。

契約者名	F L C S株式会社 関西支店
契約年月日	令和 7 年 5 月 1 日
賃貸借期間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで
契約保証金額	高石市契約規則第 46 条第 3 号の規定により免除
契約金額	月額 947,320 円
支払方法	請求があった日から 30 日以内

【秘書課】

(歳出)

監査項目 防犯灯設置補助金

(9 月末現在)

予算額	支出済額
800,000 円	180,000 円

着 眼 点 ①補助金は規程等に適合しているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

市内の犯罪及び事故防止のために防犯灯を設置したとき、明るい街づくりに寄与することを目的として高石市防犯灯設置事業補助金交付要綱が設けられており、これに基づいて本件補助金交付事業が実施されている。

補助の対象は自治会が防犯灯を新設又はその全ての器具を取替えした場合に限られ、防犯灯の設置費のうち、L E D防犯灯の場合は 1 灯につき 20,000 円以内とし、L E D防犯灯以外の場合は 1 灯につき 10,000 円以内としている

本年度の 9 月末までの交付決定件数及び支払済額については以下のとおりとなっており、この補助金交付事業にかかる決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

併せて、本年度及び過去五年間の経緯も記載いたします。

年度	灯数	支払済額
令和 7 年度	9 灯	180,000 円

令和 2 年度	38 灯	729,295 円
令和 3 年度	25 灯	482,650 円
令和 4 年度	17 灯	340,000 円
令和 5 年度	31 灯	587,911 円
令和 6 年度	6 灯	120,000 円

【人事課】

(歳出)

監査項目 採用管理システム利用料

(9月末現在)

予算額	支払済額
594,000 円	594,000 円

- 着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。
②利用料の支出は適正に行われているか。

高石市の職員採用試験を実施するにあたり、職員採用管理等システムである株式会社パブリックコネクトの提供する官公庁・自治体向け求人サイト「PUBLIC CONNECT」を利用し、職員採用試験の業務を行った。

採用試験の実施方法については、昨年度より応募の際、エントリーシート及びエントリー動画※の提出を必須としており、それら機能に対応したシステムの導入が不可欠である。

業者の選定については、上記機能に加えて、広報機能も一体となったシステムを有していることから、「PUBLIC CONNECT」を利用したものである。

また、利用内容等は、以下のとおりであり、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

※エントリー動画の提出は、事務職のみ対象

利用業者名	株式会社パブリックコネクト
利用金額	594,000円
請求日	令和7年5月3日
支払日	令和7年5月23日(一括前払い)
利用期間	令和7年4月8日(申込日)から令和8年3月31日まで

【危機管理課】

(歳入)

監査項目 消防運営費補助金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
1,413,000 円	1,413,000 円	0 円

- 着 眼 点 ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
③調定の時期及び手続きは適正か。

大阪府内における航空消防業務の円滑かつ適正な推進を図るため、大阪府が保有している消防ヘリコプター2機を「大阪航空消防委員会」を設置し、大阪府及び府内市町村と共同で運用している。消防組織法に基づき、消防行政は市町村の責務となっているが、ヘリコプターの運用については市町村単独では困難なため、共同で運用を実施している。

本補助金は、大阪府の消防用ヘリコプター運営費補助金交付要綱第3条第2項により、補助の対象となる経費は、消防用ヘリコプターの運営に関する事業に係る経費の2分の1以内の額であって、大阪航空消防委員会において定める府の区域内の市（一部事務組合を含む。）が分担する額とすると定められている。また、同条第3項により補助金の額は補助の対象となる経費の2分の1に相当する額となっており、最終分担割合は、大阪府1/2、大阪市1/4、府の区域内の市1/4となる。

各市の運営費の分担金の金額は、均等割2/10、住民基本台帳による人口割4/10、標準財政規模による財政規模割4/10で大阪航空消防委員会において決定され、令和7年度の高石市分担金の額は2,826,000円となり、その2分の1の額1,413,000円を交付申請している。

年度内に各市が負担する運営費に変更が生じた場合は、消防用ヘリコプター運営費補助事業経費配分（内容）変更承認申請書を提出し変更することとなっている。

本市では、当該補助金の交付を受けるため、令和7年4月22日付けで交付申請を行い、令和7年5月7日付けで交付決定通知を受け、同日付けで調定をしている。また当該事業完了後、実績報告を行い、その後補助金の交付を受けることとなる。

本補助金の申請手続きについて、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

（歳出）

監査項目 情報配信サービス利用料

（9月末現在）

予算額	支出済額
396,000 円	165,000 円

着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。

②利用料の支出は適正に行われているか。

本利用料は、防災行政無線で放送した内容を同時に複数者が電話で確認できるシステムとして、令和2年12月よりNTTコミュニケーションズ株式会社が提供するテレドームを導入していたが、令和5年6月末をもってサービスが終了されたことにより、代替のシステムとして採用している株式会社アルカディアが提供する「SpeeCAN RAIDEN」の利用料である。

本システムは近隣市町村（堺市、和泉市、忠岡町等）でも使用されており、自動音声ガイドで確実に情報を伝達できるものである。

また、利用料の請求及び支払いについては、スピーキャン ライデン サービス規約第6条

により月額の利用料金は 30,000 円（税抜）毎月請求するものとなっている。

なお、請求日及び支払日は以下のとおりであり、この利用料に関し、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月 分	請 求 日	支 払 日
令和 7 年 4 月分	令和 7 年 5 月 9 日	令和 7 年 5 月 23 日
令和 7 年 5 月分	令和 7 年 6 月 6 日	令和 7 年 6 月 23 日
令和 7 年 6 月分	令和 7 年 7 月 7 日	令和 7 年 7 月 23 日
令和 7 年 7 月分	令和 7 年 8 月 8 日	令和 7 年 8 月 22 日
令和 7 年 8 月分	令和 7 年 9 月 8 日	令和 7 年 9 月 22 日

【産業共創課】

（歳出）

監査項目 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会分担金

（9 月末現在）

予算額	支出済額
60,000 円	60,000 円

着 眼 点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出は適正に行われているか。

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会は、瀬戸内海沿岸市町村相互の連携により、瀬戸内海の多様な資源を生かした人の流れを創り出し、防災ネットワーク機能の強化を視野に入れた瀬戸内・海の路の利用振興を図りつつ、アメニティー豊かな地域として沿岸地域全体の発展に資することを目的とした任意団体である。

会員は、瀬戸内海沿岸市町村、府県及び国（国土交通省関係支分部局等）、公益法人、特定非営利活動法人（NPO）で構成する。

分担金の算出については、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会会計細則に規定されている。

○府県・・・100,000 円 ○市・・・60,000 円 ○町村・・・50,000 円

○公益法人・・・活動範囲・規模等により 100,000 円を上限に個別に決定

○特定非営利活動法人（NPO）・・・活動範囲・規模等により 20,000 円を上限に個別に決定

決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

請求日 令和 7 年 7 月 7 日

支払日 令和 7 年 8 月 1 日

支払先 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会

支出金額 60,000 円

なお、本協議会の環境事業（リフレッシュ瀬戸内）活動として、今年度においては2回開催の予定で、6月28日には高石漁港で砂浜活性化プロジェクト事業（1回目）を実施し、本協議会から補助金を受けている。

【地域創生課】

（歳出）

監査項目 イベント出展料

（9月末現在）

予算額	支出済額	支出済額内訳	
433,000 円	420,200 円	大阪・関西万博のれんめぐり	154,000 円
		大阪・お城フェス2025	198,000 円
		世田谷郵便局ふるさと納税PR	68,200 円

着 眼 点 ①出展料の算出は合理的な基準により行われているか。
②出展料の支出は適正に行われているか。

○「大阪・関西万博のれんめぐり」

2025大阪・関西万博という貴重な機会を活用し、地元産品を国内外に発信し、本市の魅力を多くの人々に知ってもらうことを目的として、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローを通じて、大阪・関西万博のれんめぐりブースへ出展した。

出展会場では、市内事業者が大阪産名品のかりんとう饅頭や世界各国のコーヒーを出展し、地元産品の魅力を国内外に発信した。また、市のPRブースも設置し、認知度向上を図った。

日程：令和7年5月29日、30日

会場：大阪・関西万博サスティナブルフードコート

出展料：サスティナブルフードコート（L区画）@70,000円（1日あたり）×2日間

合計 140,000 円 税込 154,000 円

請求日	令和7年6月30日
支払日	令和7年7月23日
支払先	一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー
支出金額	154,000 円

○「大阪・お城フェス2025」

お城を通じて、本市の歴史的な魅力を広く発信し、観光誘客と市の認知度向上を図ることを目的として、大阪・お城フェス2025に専称寺（綾井城跡）を出展した。

出展会場では、市の観光情報や歴史を紹介するパンフレットを配布し、オリジナルグッズを販売するとともに、ゆるキャラも登場して親しみやすさを感じてもらい、来場者との交流を深

めた。

日程：令和7年8月9日、10日

会場：グランフロント大阪北館（B2）

出展料：タイプAブース（早期申込）@180,000円（2日間） 税込198,000円

請求日	令和7年8月27日
支払日	令和7年9月22日
支払先	テレビ大阪株式会社
支出金額	198,000円

○「世田谷郵便局ふるさと納税PR」

昨年度、本市のふるさと納税に寄附額の多かった東京都、その中でも特に寄附額が多かった世田谷区の住民に直接PRし、本市へのふるさと納税の寄附拡大を図ることを目的として出展した。

出展会場では、ポスターの掲出やパンフレットを配架するとともに、イベントスペースで来場者に直接ご案内やご説明を行うことにより、本市ふるさと納税のPRを行った。

日程：令和7年8月14日、15日

会場：世田谷郵便局

出展料：イベントスペース@20,000円（1日あたり）×2日間＝40,000円

ポスター掲出@3,000円×1枠×2期（4週間）＝6,000円

パンフレット配架@2,000円×4枠×2期（4週間）＝16,000円

合計62,000円 税込68,200円

請求日	令和7年9月9日
支払日	令和7年10月3日
支払先	J P コミュニケーションズ株式会社
支出金額	68,200円

上記のいずれも、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。